

「須磨海水浴場 休憩施設」飲食店営業の許可申請(新規)の流れ

営業しようとする2週間前まで

営業許可申請〔飲食店営業・(露店)〕

◎必ず必要なもの 営業許可申請書(新規)に加えて、下記①～③

- ①施設配置図・平面図(各1部), ②申請手数料 16,000 円,
- ③食品衛生責任者であることを証する書類の原本(窓口で確認後, 返却します)

◎場合によって必要なもの

- ・法務局で発行された, 法人登記を証する書類(履歴事項全部証明書)の原本(法人名義の場合。窓口で確認後, 返却します。)
- ・営業者の認め印(個人名義で, 代理の方が手続きされる場合)



営業開始日まで 営業施設の現地調査

※検査時には, 営業者又は食品衛生責任者の方の立会をお願いします。万一, 設備等の不備がある場合, 改善が確認されるまで営業できません(再調査を実施します)ので, 現地調査の日程は余裕を持って当所と調整してください。



営業許可(現地調査)後 営業許可済証(市章入り)及び営業許可通知書の交付

- ・食品衛生法上の営業許可開始日は, 原則的に現地調査日です。
 - ・営業許可済証(市章入り)は, 施設内に掲示してください。
 - ・営業許可済証のコピーは, 神戸市港湾局工務・防災部海岸防災課へ提出してください。
- ※営業許可済証は許可後直ちには交付できません。余裕を持って申請してください。



休憩施設の営業 (令和4年8月28日まで)



閉店(営業期間終了)後 休業届の提出

事由が発生してから10日以内 (令和4年9月7日(水)まで)

なお, 休憩施設は露店許可であるため, 非加熱品目の提供が制限されています。
非加熱品目の例示等, 詳細は西部衛生監視事務所のホームページで確認できます。